

諮問日：令和3年4月28日（令和3年度（情）諮問第1号）

答申日：令和3年9月28日（令和3年度（情）答申第19号）

件名：奈良地方裁判所に対する裁判所法82条に基づく不服申出に関する事務手続きが分かる文書の一部開示の判断に関する件（苦情申出期間の徒過）

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判所法第82条に基づき裁判所に申し出た不服の処理に関する事務手続きが分かる文書」の開示の申出に対し、奈良地方裁判所長が、別紙記載の各文書を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）に対してされた苦情の申出（以下「本件苦情申出」という。）について、適式な苦情申出として扱わないとすることは、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、奈良地方裁判所長が令和2年12月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

奈良地方裁判所が開示した「司法行政上の不服申立処理手順フローチャート」並びに「投書の処理について」で始まる書面は、ほぼ全文が黒く塗りつぶされており、この不開示とされたほぼ全文が、本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条6号に定める不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 取扱要綱記第11の2の(1)においては、開示の申出を受けた裁判所がした司法行政文書の全部又は一部の不開示の判断に対する開示申出人からの苦情の申出は、原判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合、その他正当な理

由がある場合を除き，開示申出人に対し原判断の通知を発した日から3か月以内に行わなければならないものとされている。

しかし，苦情申出人は，原判断の通知を発した日である令和2年12月22日から3か月を超えた令和3年3月29日に苦情の申出をした。

- 2 そこで，本件苦情の申出がされた後，苦情申出人に対し，苦情申出期間を経過して申出をしたことについての正当な理由の有無等に関する意見を提出するよう依頼したが，苦情申出人からは，当該意見の提出がなく，本件苦情の申出について，原判断の通知が到達しなかったことが明らかな事情や，苦情申出期間を徒過したことについて正当な理由があることをうかがわせる事情は存在しない。
- 3 よって，本件苦情の申出については，適式な苦情の申出として取り扱わないのが相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年4月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月20日 審議
- ④ 同年9月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件苦情申出は，原判断の通知が発せられた日である令和2年12月22日から3か月を超えた令和3年3月29日にされたものであるから，取扱要綱記第11の2の(1)に定める苦情申出期間を徒過してされたものであるといえる。

最高裁判所事務総長の上記説明によれば，苦情申出人に対して苦情の申出を行わなければならないとされている期間を徒過したことについて正当な理由等に関する意見を提出するよう依頼したにもかかわらず，苦情申出人は当該意見を提出しなかったとのことである。そして，そのほかに，本件苦情申出が取扱

要綱に定める苦情申出期間を徒過してされたことについて、正当な理由があることをうかがわせる事情は認められない。

- 2 以上のとおりであるから、本件苦情申出は、取扱要綱に定める苦情申出期間を徒過してされたものであり、そのことについて正当な理由があるとも認められないので、これを適式な苦情申出として扱わないこととする旨の最高裁判所事務総長の判断は、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

(別紙)

- 1 「司法行政上の不服申立方法の比較」と題する文書
- 2 司法行政上の不服申立処理手順フローチャート
- 3 「【投書の処理について】」で始まる書面